

# 学校法人日本リハビリテーション学舎 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本リハビリテーション学舎（以下「本法人」と称する。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都小金井市中町二丁目2番32号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校（以下「学校」という。）を設置し、学校教育を行うことによって、リハビリテーション技術者を育成し、リハビリテーション技術の水準を向上させ、もって社会の福祉に寄与することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  
専門学校社会医学技術学院 医療専門課程

(収益事業)

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。  
リハビリテーション技術を活用した介護予防事業

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事会は、理事長以外の理事のうちから、理事総数の過半数の議決により副理事長1名、専務理事1名を選定することができる。副理事長、専務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 専門学校社会医学技術学院の学院長（校長）
  - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人
  - (3) 学識経験者（校長又は評議員である者を除く。）のうち、理事会において選任した者 3人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学院長（校長）又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、本法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係等の制限)

第9条 本法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

- 2 本法人の監事には、本法人の理事（その親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係がある者を含む。）並びに本法人の職員が含まれることにはならない。
- 3 本法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であつてはならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第 11 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充をしなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第 12 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

（役員の新報酬）

第 13 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の新地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（理事長の新職務）

第 14 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

（副理事長等の新職務）

第 15 条 副理事長は、理事長を補佐し、本法人の業務を分掌する。

2 専務理事は、事務局の統括を担当するとともに、理事長及び副理事長を補佐して、本法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第 16 条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 17 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長、専務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第 19 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因

や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

#### (責任限定契約)

第20条 理事（理事長、副理事長、専務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### (理事会)

第21条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、定時理事会として毎年度5月及び3月に2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 10 第18条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。

- 11 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第14項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 12 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 13 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合をのぞくほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 14 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の委任の決定)

第22条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第23条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上が署名又は記名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第24条 本法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
  - 3 評議員会は、理事長が招集する。
  - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 第23条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散

- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の実務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 28 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 2 人
- (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから理事会において選任した者 3 人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 10 人

2 前項第 1 号に規定する評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 29 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 30 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡



## 第5章 顧問及び参与

### (顧問及び参与)

第31条 本法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関する重要事項について、随時的に、理事長の諮問に応じて必要な助言を行う。
- 4 参与は、本法人の業務のうち、理事長が理事会の同意を経て定めた特定事項の処理にあたる。
- 5 顧問の任期は、委嘱のときから2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 参与は、委嘱のときから第4項の特定事項の処理の終了まで、その任にあるものとする。
- 7 顧問及び参与の報酬等は、理事会で別に定めるところによる。

## 第6章 資産及び会計

### (資産)

第32条 本法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

### (資産の区分)

第33条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

### (基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂

行上やむをえない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第37条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第38条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 41 条 本法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の書類、第 18 条第 1 項第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、本法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

## 第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 44 条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第46条 本法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第48条 本法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他本法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第49条 本法人（設置する学校を含む。）を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、学校法人日本リハビリテーション学舎の掲示板に掲示して行う。

(施行規則)

第51条 この寄附行為の施行についての細則その他本法人及び本法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、東京都知事の認可の日（平成31年4月1日）から施行する。
- 2 第28条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「一般財団法人日本リハビリテーション振興会の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
- 3 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	宮 武 剛
理事	山 田 千鶴子
理事	中 村 伴 子
理事	長 田 一 雄
理事	小 林 達 雄
理事	新 田 國 夫
理事	矢 谷 令 子
監事	立 道 肇
監事	大久保 孝 彦

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（令和2年5月25日）から施行する。